

成年被後見人選挙権裁判の控訴撤回と公職選挙法改正を求める

2013年3月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人は選挙権を有しないと規定する公職選挙法11条1項1号を憲法違反とし、原告である成年被後見人は次回の国会議員選挙から投票できる地位にあるとする判決を言い渡しました。これに対して被告である国は、同月27日に東京高等裁判所に対して控訴をしました。

この判決において誠裁判長は、障害や老化により判断能力が低下している国民も主権者であり、選挙権を奪うのは、『やむを得ない理由』がある極めて例外的な場合に限られるとして、成年後見制度を借用して一律に選挙権を奪うことは憲法に違反すると述べました。

我々は、自閉症スペクトラム障害の人たちの社会参加の促進を目的とする立場からこの判決を高く評価し、被告である国には控訴を直ちに取下げるとともに、国会に対して公職選挙法11条1項を早急に削除するよう、強く求めます。

なお公職選挙法11条1項改正に向けて、「本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐか」が課題であり、選挙権を認める人の対象範囲をどう定めるかが焦点になりそうだと報じられています。

現在一部の地域では、知的障害者向けにわかりやすく各候補者が語りかける場を設けたり、投票所で文字を書けない人が口頭や指さしにより候補者名を特定して選挙管理委員会職員がそれを代筆する方法が行われています。その時に候補者名を特定できなければ白紙投票となりますが、そのことが選挙結果に不適正な影響を及ぼすことは全くありません。

このように、障害者等が自ら候補者を選択し意思決定するための支援、口頭や指さしによる代筆投票方法、白紙投票の容認により、誰でも選挙参加は可能であり、能力により選挙権を制限する必要はありません。

また福祉サービス事業者等が利用者に特定の候補者を推薦したり、候補者名を書いた紙片を持たせて投票所に連れて行くという不正に対しては、不正を働いた者を罰するべきです。

障害者等の選挙権を制限する新たな差別条項を設けることなく、早急に公職選挙法11条1項1号を削除するよう求めます。

2013年4月1日

社団法人日本自閉症協会
会長 山崎 晃資